

情報通信産業等振興税制と スポーツジャーナリズムの地域性の形成

Preferential Tax Treatment for News Media and Promoting Regional Characteristics of Sportsjournalism

○松実 明
Akira MATSUMI

中央学院大学商学部 ChuoGakuin University of Commerce

要旨・・・日本ではジャーナリズム活動の社会的な役割に鑑み税法的な優遇措置が講じられている。本報告はスポーツニュースの生産過程に関わるメディア技術の革新を促す税制の適用について検討を行い、その制度のあり方について考察した。

2019（H31）年度税制改正では、AIやIoTなどの技術革新を背景として、情報通信技術を活用する事業の拡大等を円滑に促進するため、情報通信産業等振興税制につき、その適用期限が2年間延長された。これは、ジャーナリズムの税負担を軽減することで、事業の安定化や高度化あるいは新規参入の容易性を担保する制度である。

身の回りのあらゆるモノをインターネットで繋ぐIoTの技術がスポーツ分野で活用され始めている。2018年の平昌オリ・パラでは、次世代モバイル通信システム（5G）の実証実験などICT環境が大きく変化する中、IoTを活用し高度化されたスポーツ中継の近未来が示された。またスポーツ報道に人工知能（AI）記者が導入されている。

メディア技術の革新による新たなニーズをターゲットにしたサービスの展開が期待されている一方で、情報通信産業等振興税制は沖縄だけに認められるが、ジャーナリズム活動の社会的な役割を鑑みれば、沖縄県以外への拡充など改正あるいは新しい制度の枠組みづくりが検討されるべきである。

キーワード スポーツジャーナリズム, メディア助成, 地域メディア, 平成31年度税制改正

1. 問題の所在

(1)はじめに

日本ではジャーナリズム活動の社会的な役割に鑑み、報道機関等に対する課税上の優遇措置が講じられている。本発表では現行措置のなかから2019（H31）年度税制改正項目である情報通信産業等振興税制（以下、情通振税制）について報告する。

同税制は沖縄の情報通信産業振興地域において放送業等を行う事業者の情報通信技術への設備投資活動を促進するために創設された。本年9月20日から11月2日まで国内12都市の会場がラグビーワールドカップ2019を開催、また来年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会、そして再来年にはワールドマスターズゲームズ関西2021の開催を控え、これらの国際スポーツ大会は、ジャーナリズムにとって重要、かつ人々の関心を引くイベントになっている。ローカルなスポーツ情報の流通に関しては、地域メディアが地方から全国あるいは世界に向けてスポーツ情報を発信する機能が課題となっており、スポーツ部門の高度化・活性化を図るため、AI（Artificial Intelligence：人工知能）やIoT（Internet of Things：モノのインターネット）等のニューテクノロジーを活用した新たなサービスの創出が期待されている。こうした設備投資が導く技術革新によって展開される新しいスポーツジャーナリズムは、スポーツの何を伝えられるのか、どのようにスポーツを見せるのかを論考する。

(2)研究の目的

スポーツニュースの生産過程に関しては、ジャーナリズムの規範的研究の視座からの先行研究がみられる。一方、本報告はスポーツニュースの生産過程に関わるメディア技術に変化を生じさせる可能性のある因子—課税上の特別措置の適用について検討を行う。具体的にはAIやIoTなどの技術革新がニュースの生産及び流通、そしてオーディエンスのメディア利用に与える影響に意識をおき、情通振税制のあり方について考察することが研究の目的である。

2. 2019（H31）年度税制改正の内容

(1) 税制改正の方向性

2019（H31）年度税制改正（法人課税）の基本的考え方は次のとおりである。

- ・イノベーション促進のための研究開発税制の見直し
- ・中堅/中小企業による設備投資等の支援
- ・都市地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

(2) 沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長

AIやIoTなどの技術革新を背景として、情報通信技術を活用する事業の拡大等を円滑に促進するために、2年間（2021年3月31日まで）適用期限を延長している。具体的な内容は次のとおりである。

- ・沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度の適用期限を2年延長する。
- ・沖縄の情報通信産業振興地域（那覇市内のみ）において情報通信業務に供する機械等及び建物等を新・増設した場合の事業所税の課税標準の特例の適用期限を2年延長する。

3. 情報通信産業等振興税制

情報通信産業等振興税制の適用関係の検討は、各年度の税制改正大綱や税制改正要綱の利用を通じて把握する。

(1) 沿革

当初、沖縄振興開発特別措置法の改正に伴い、1998（H10）年度税制改正において情報通信産業振興地域における特別税額控除制度が創設された。その後、2002（H14）年の沖縄振興特別措置法に基づき、情報通信産業等振興税制が沖縄県のみを導入された。当該規定は、沖縄県の情報通信関連産業を振興する目的のために創設され、租税特別措置法に設けられたことからわかるとおり時限立法であるが、導入後も度重ね拡充・延長され、規定は継続、直近では2019（H31）年3月、今年度税制改正が行われ、その適用期限が2年間、再延長された。図表1は導入への経過である。

【図表1】情報通信産業等振興税制の沿革

年度	改正内容
1998(H10)年度税制改正	情報通信産業振興地域の創設。
2002(H14)年度税制改正	適用期限を5年間延長。情報通信産業特別地区の創設。
2007(H19)年度税制改正	5年間延長。
2012(H24)年度税制改正	5年間延長。
2014(H26)年度税制改正	情報通信産業振興地域の指定に係る権限を沖縄県知事に移譲。投資税額控除の拡充。 拡充内容：機械装置・器具备品の下限取得価額を1,000万円超から100万円超に引き下げ。
2017(H29)年度税制改正	2年間延長。
2019(H31)年度税制改正	2年間延長。

(2) 情報通信産業振興地域

2019（H31）年3月31日現在、情報通信産業の振興を図るための地域として沖縄県内の24市町村が情報通信産業振興地域に指定されている。

(3) 適用対象事業

- ・放送業（有線放送業を含む）
- ・情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く）の製造業
- ・映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され又は録音されるものの制作の事業
- ・他5事業

¹ 那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町

(4)特例措置の内容

- ・法人税：適用対象事業を行う青色申告法人が指定期間内（2021（R3）年3月31日まで）に、沖縄の情報通信産業振興地域において情報通信業務用設備を取得した場合において、その建物・建物附属設備・機械装置・器具備品を事業の用に供したときは、その事業の用に供した日を含む事業年度において建物・建物附属設備の取得価額の8%相当額及び機械装置・器具備品の取得価額の15%相当額の税額控除ができる。なお税額控除限度額は、その事業年度の調整前法人税額の20%相当額とし、控除しきれない金額がある場合には税額控除限度超過額の繰越しが4年間、認められる²。
- ・事業税：沖縄の情報通信産業振興地域において1,000万円を超える情報通信業務用設備を新・増設した法人は、当該設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して5年以内に終了する各事業年度において、その新・増設に係る事業に対し課されるべき事業税が課税免除される³。
- ・不動産取得税：沖縄の情報通信産業振興地域において1,000万円を超える情報通信業務用設備を新・増設した法人は、情報通信業務に供する不動産（家屋及びその敷地である土地）の取得に係る不動産取得税が課税免除される。
- ・固定資産税：沖縄の情報通信産業振興地域において100万円を超える情報通信業務用設備を取得した法人に対して、その取得の日の属する年の翌年の4月1日の属する年度以降5箇年度において課する固定資産税の課税を免除する。
- ・事業所税：沖縄県那覇市内において設置される一定の情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設のうち2021（R3）年3月31日までに新・増設されたものについては、事業所税の課税標準の特例が講じられており、これらの施設に係る事業所床面積から当該事業所床面積に2分の1を乗じて得た面積が当該新設等された日から5年を経過する日以後に当初に終了する事業年度分まで（5年間）控除される⁴。

4. 研究の結果

日本では報道機関の社会的役割に鑑み、税法的なメディアの優遇措置が存在する。適用対象がジャーナリズムに限定されているものは多くないが、課税上の特例措置は、ジャーナリズムの税負担を軽減することで、事業の安定化や高度化あるいは新規参入の容易性を担保するものである。

こうした優遇税制の活用については、2010（H22）年度税制改正において、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」が制定された結果、2011（H23）年4月1日以後終了する事業年度又は連結事業年度から、法人税関係特別措置を適用する場合には、法人税申告書への「適用額明細書」の添付が必要となった。そして適用額明細書に記載された事項を集計することで、その適用実態の結果をまとめた「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」が財務省から公表されている。2011（H23）年度以降の各年度では、租税特別措置の活用状況はその報告書から把握することができるのである。

(1)活用状況

情報通信産業等振興税制の活用状況は、沖縄振興特別措置法第29条第1項の規定に基づき公表された情報通信産業振興計画実施状況報告書の閲覧を通じて把握する。最近4年間（平成26年度から平成29年度まで）における特例の活用状況は図表2、3のとおりである。

【図表2】法人税（投資税額控除）の活用状況(単位:万円)

	2014(H26) 年度	2015(H27) 年度	2016(H28) 年度	2017(H29) 年度
放送業（有線放送業を含む）	5,339	2,619	5,253	8,055
情報記録物製造業	0	0	0	0
映画・ビデオ制作業	0	0	0	0
他5事業	46,860	49,485	37,781	45,405
減免合計額	52,199	52,104	43,034	53,460

【図表3】地方税の活用状況(単位:万円)

	2014(H26) 年度	2015(H27) 年度	2016(H28) 年度	2017(H29) 年度
事業税	21,750	24,674	21,062	8,342
不動産取得税	10,134	1,278	1,211	2,639
固定資産税	28,127	28,038	25,826	29,066
事業所税	213	255	481	487
減免合計額	60,224	54,245	48,580	40,534

(2)スポーツジャーナリズムと技術革新の動向—スポーツ中継のIoT化

今日では、身の回りのあらゆるモノをインターネットで繋ぐIoTの技術が農業をはじめ、製造業や建設業の現場、サービス業では飲食分野、宿泊分野、小売・流通分野、医療分野、介護分野、保育分野、運送分野などさまざまな場面で活用され始め

² 租税特別措置法第42条の9

³ 地方税法第6条

⁴ 地方税法制定附則第33条第2項

ている。

スポーツ分野に注目すると、2018年はIoTを活用し、スポーツ中継を高度化するという方向において大きな動きがみられた。代表的なのは2018年2月の第23回オリンピック冬季競技大会と3月の平昌2018パラリンピック冬季競技大会である。平昌大会では次世代モバイル通信システム「5G」が実証実験サービスとして商用デモンストレーションされた。5Gは、IoTの基盤となる同時多数接続を実現させ、スマートフォンやタブレット端末をはじめ、案内ロボットや自動運転車、センサーなど、あらゆるものがインターネットにつながり、人間を介さずデータをやりとりした。大会期間中、平昌オリンピックプラザや江陵オリンピックパークに開設された Culture-ICT Pavilionをはじめ、パートナー企業の各パビリオンでは、360度バーチャルリアリティー (Virtual Reality: VR) が商用デモされ、このほかシンクビュー(Sync View: SV)やオムニポイントビュー(Omni Point View: OPV)、タイムスライス(Time-Slice: TS)というサービスを体験することができた。

第一に、VRはボブスレー、スケルトン、スノーボード、スキージャンプを360度映し出し、競技中の選手が見ている風景を再現するサービスである。そしてSVはボブスレー用そのの前面に通信機能を搭載した小型カメラとバッテリーを装着する方法でボブスレーの滑走映像を5Gで中継した。来場者は、貸し出しされたVRゴーグルや実験用の5G対応タブレット端末を使用して選手目線から競技を観戦できたのである。

第二に、OPVはアルペンスキー、クロスカントリースキー、パイアスロンで視聴者自ら見たい選手を選べるサービスである。超精密GPSセンサーが各選手の肩口に装着され、人々は5G対応タブレットで気になる選手の現在地を確認できるとともに、コース上に設置された合計17台のなかからカメラを任意選択して注目する選手や見たい地点の映像を視聴できた。すなわちスポーツ中継におけるカメラのスイッチングがディレクターやスイッチャーという番組制作者の手から離れ視聴者の手に委譲された変化を意味する。

第三に、TSはフィギュアスケートやスピードスケートを視聴者・観客が思い通りの視点から見せるサービスである。江陵アイスアリーナに持ち込まれた合計100台のカメラが選手の動きをさまざまな角度から同時に撮影し、それが合成され、実験用タブレット端末に360度高精細映像としてリアルタイムで配信されたのである。これらの展示物は、オリンピック会場に設置された5Gモデム内蔵のタブレット端末をはじめ、選手のヘルメットや競技用具に取付あるいは競技場に備え付けられた複数台のカメラやセンサーをインターネットで繋いだIoTの技術をスポーツ中継に取り込み、スポーツ中継の付加価値を向上させた。

5. 考察

公文書等の渉猟から得られた知見を手がかりに、課税上の特例措置によって導かれる技術革新がスポーツニュースの生産過程に与える影響に着目し、情報通信産業等振興税制のあり方を考察する。

(1)スポーツジャーナリズムの地域性

放送業等は社会基盤としての情報通信技術の利活用を通じて、「遠隔地の出来事を、広範囲かつ同時に、また視聴覚に直接訴えて伝達できる。」⁵そして「『私的』と考えられていたことと、『公的』と考えられていたこととの関係を変化させ、いまだ発展し続けているコミュニケーションの新たな社会的局面をもたらしている」⁶。これはスポーツを対象とした取材と報道を行う場合、その土地のスポーツ活動に密着し、スポーツの魅力や活力が表出する瞬間を共有し、地域社会を活気づけるニュースをスポーツファンに届けることに、ジャーナリズムとしての意義があると考えられる。他方、オーディエンスはスポーツ報道を通じて、スポーツに関し少なくない知識を得られる。マス・メディアは、スポーツ文化に対するオーディエンスの価値観を教化し維持することに資する手段のひとつになっている。そしてニュースは身体文化の領域においてスポーツファンを結びつける紐帯の機能を果たす。すなわちメディアスポーツを消費する行為を通じて、人びとはスポーツの話題を共有する一方で、スポーツ文化としてのアイデンティティを形成する。こうしてスポーツジャーナリズムは人々が親睦を深めたり、市民の間で共有されたスポーツ文化を構築する際に重要な役割を果たしているのである。

(2)情報通信技術の革新

デジタルメディアの台頭によって、スポーツニュースの生産過程に生じた変化は、報道機関の取材、報道上の場面に見られるだけでなく、オーディエンスのメディア利用にも及んでいる。それは技術革新の核心たるインターネットが、スポーツニュースの生産から、流通、受信、消費の各方面に影響を与えるからである。

⁵本橋春紀「放送」『現代ジャーナリズム事典』（三省堂、2014年）、p286。

⁶マリー・キンジー「放送」『ジャーナリズム用語事典』（国書刊行会、2009年）、pp.307-308。

第一に、高速・大容量データ通信が可能なネットワークサービスの整備、高密度 Wi-Fi の普及によって高画質でスムーズなスポーツ動画配信サービスが可能になったこと。

第二に、インターネットによってスポーツ情報の提供が双方向性をもったこと。この点は新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどの一方向的なメディアしかなかった時代のスポーツジャーナリズムとまるで異なっている。スタジアムでメディアを利用しながらスポーツ観戦する人々があらわれた。

第三に、日本の報道機関が外国語を母国語とする人々に対してスポーツ情報を提供できるようになったこと。これまで世界が注目する国際スポーツイベントが日本で開催される際も、言語の問題によって情報は外国人に対して閉ざされていたが、1998年の長野五輪では英語版の新聞号外をインターネット上で世界に向けて公表した。

第四に、ジャーナリズムはスポーツ情報を提供するためのプラットフォームを複数持つようになったこと。一の取材によって集めた素材を配信先の特徴に合うように加工した上で、それぞれのプラットフォームからコンテンツを提供している。

第五に、スマートフォンやタブレット端末の普及によって、スポーツ界やファン自らがインターネットや SNS 上でスポーツニュースの生産を行っていること。オンラインネットワークの発展は、スポーツジャーナリストにとって情報発信の場や機会を増やすだけでなく、情報収集や取材活動を助けられることにもなった。とくにチームや競技団体、選手自身が運営する公式ウェブサイトや認証された SNS の公式アカウントは、選手や監督、競技関係者らのコメントを掲載しており、記事やニュース原稿を書く上で頼りになる情報源となっている。

近年ではスポーツ報道に人工知能 (AI) 記者が導入され、「スポーツ記事のすべてがデータをもとに作成したパターン原稿というわけではないが、速報や結果報道においては、その役割を人工知能に明け渡す日がやがて来るかもしれない。その時に『人間記者』は何をなすべきか。それを本気で考えなければならぬ」⁷ くなるだろう。

さらに 2018 年 2 月と 3 月の平昌オリ・パラでは、次世代モバイル通信システム (5G) の実証実験など ICT (Information and Communication Technology: 情報通信技術) 環境が大きく変化する中、IoT を活用し高度化されたスポーツ中継の近未来が示された。

こうした情報通信技術の革新の結果は、オーディエンスのメディア利用の習慣が変化していることに現出している。たとえば甲子園野球では、一部の観客がモバイルアプリケーション—SPORTS BULL の「バーチャル高校野球」⁸ で配信されていたライブ中継を視聴しながら高校野球を観戦していたことである。このアプリケーションは、朝日新聞社が球場ブースで来場者に配布した観戦ガイドの小冊子や団扇によって紹介されており、大会主催者から観戦時の使用を推奨されていたことがわかるとともに、このアプリを使う観客は球場に居ながらテレビ的な高校野球も体験することができたのである⁹。

従来、テレビによる野球中継の視聴と球場における野球観戦の関係は、「球場の外野席から野球を観戦すると、ボールは米粒より小さく見える。打者に対峙する投手の表情も、投げた球種も、打者の表情も、ほとんど見えない。だがテレビの野球中継ならば、それらはアップでよく見える。ときにスロー映像で、何度もリプレイされる。そうした《テレビの野球》に慣れた人が球場へ足を運ぶと、確かに戸惑うかもしれない。同じ試合なのに《球場の野球》と《テレビの野球》は、まるで別物」¹⁰とされてきたが、通信技術は「テレビの野球」と「球場の野球」を融合し始めた。筆者を含め手で試合中継を視聴していた観客は、大会 4 日目の 8 月 8 日に登場した秋田・金足農業高校 (準優勝校) の吉田輝星投手が初戦でみせた投球術を素晴らしいと感じたのは、スタンドから投球をみて判断したのか、試合中継を視聴して感じのかがはっきりしないように、メディアを通じた体験と生の観戦から得られた体験を明確に区別できないのである。

スポーツ中継の IoT 化は、オーディエンスの積極的な関与を伴うことになり、従来型の送り手・番組制作者のメッセージに依存するメディア利用ではなくなったと言える。平昌大会での OPV、TS を導入したスポーツ中継は視聴者ごとに異なる映像を見せることができた。従来のスポーツ中継ではニュース価値の基準に従い、番組制作者は、大会のヒーロー・ヒロインや自国選手の一挙一投足、勝負の分かれ目など意義があると判断する映像にカメラを切り替えていたが、OPV や TS の技術を活用したスポーツ中継では、オーディエンスにカメラ映像の切り替えが委ねられている。人びとはもはや映像の単なる受動的な視聴者ではなく、注目する選手や見たい地点の映像を、あるいは 360 度、好きなアングルから視聴することができるのである。

⁷ 滝口隆司『情報爆発時代のスポーツメディア：報道の歴史から解く未来像』（創文企画、2018年）、p22。

⁸ 『朝日新聞』と ABC テレビ (朝日放送テレビ) が高校野球の最新情報を提供するとともに、第 100 回全国高校野球選手権記念大会の全 55 試合をライブ中継した。

⁹ 筆者は第 100 回記念大会を迎えた夏の甲子園野球大会を調査するため、2018 年 8 月、阪神甲子園球場の一塁側内野スタンドでフィールドワークを行った。

¹⁰ 山口誠「『メディアの野球』の歴史に見る可能性と課題」黒田勇編 (編著) 『メディアスポーツへの招待』（ミネルヴァ書房、2012 年）、pp1-2。

(3)制度上の課題の検討

メディア技術の革新によって、新たなニーズをターゲットにしたサービスの展開が期待されている一方で、情報通信技術への設備投資によって導かれるイノベーションの創出を支援するために創設された情通振税制には課題もある。同税制は、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄だけに認められた制度であるが、事業者を放送やインターネット上のサービスの開発に注力させ、その事業を高度化・多様化するため、放送業やインターネット付随サービス業などの振興を図ることが喫緊の課題なのは沖縄県に限られず、地方から世界に向けて情報発信し台湾からの旅行者を増やした北海道放送の「北海道アワー」¹¹などを鑑みれば、仮に地方の情報通信産業を振興することが妥当であるとしても、本税制の適用に際し、情報通信産業振興地域として沖縄県のみを取り扱っていることは果たして妥当と言えるだろうか。スポーツは地域社会を活性化させる重要なコンテンツとなっており、また今日ではローカルな視点からの観光情報、イベント情報、災害情報、行政情報などのニーズも小さくなく、ジャーナリズム活動の社会的な役割を鑑みれば、沖縄県以外への拡充など改正あるいは新しい制度の枠組みづくりが検討されるべきである。

ラグビーワールドカップ 2019 日本大会など相次ぐ国際スポーツイベントの自国開催を前に、開催地や選手出自の地域メディアが全国の人々や外国語を母語とする人々に対して魅力的な情報を放送やインターネット上で公表する影響は小さくない。それは何のスポーツがその土地で盛んであるかを意味する土着のスポーツ文化とも関連するであろうが、従来から地域メディアはローカルなスポーツ活動と結びつきスポーツジャーナリズムの地域性を形成してきた。地域メディアは、住民へのスポーツ情報提供という娯楽機能の充足による地域スポーツ文化の向上を企図してきた歴史的な経緯と国際大会の自国開催という状況を照らしてみれば、スポーツジャーナリズムの地域性の確保は一層重要な課題となっているのがわかる。情報通信の技術革新によって地方から全国あるいは世界に向けてグローバルあるいはナショナルなメディアとは異なる目線からのスポーツ情報を発信する機能が期待されるのである。

行政による情通振税制への評価については、情報通信産業振興計画の実施状況報告書では、本税制を活用することによって情報通信関連企業の誘致と立地企業による雇用者数の増加に繋げていくことを強調する向きがある。しかし地域メディアには生活情報をきめ細かく伝える役割に加え、地域にとって重要な問題に関してそこで暮らす人々にかかわって運動したり、さまざまな主張を擁護するための活動も含まれている。この場合の地域メディアは、その土地の歴史や関心事をすくい上げ市民のため公開討論の場を提供し言論活動の中心にいるとすれば、ジャーナリズム研究の視座からは、地方行政からローカルなスポーツまで幅広い分野での言論・報道活動が優遇税制の活用によって促進されることにも目を向け、メディア助成の税務上の制度として再評価されるべきである。

主要参考文献・資料

逸見幸司『平成30年度版図解 地方税』大蔵財務協会、2018年。

沖縄県庁商工労働部情報産業振興課「情報通信産業振興計画」<https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/jhosangyo/documents/20140620keikaku.pdf>

沖縄県庁商工労働部情報産業振興課「情報通信産業振興計画実施状況の公表」『平成26-29年度実施状況報告書』

<https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/jhosangyo/jhokeikaku.html>

沖縄県庁商工労働部情報産業振興課「情報通信産業等振興税制（情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区）について」

<https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/jhosangyo/zyouhuitikiokku/zyouhouzeisei.html>

財務省「平成31年度税制改正」https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei19_pdf/zeisei19_all.pdf

自由民主党「平成31年度税制改正大綱」<https://www.jimin.jp/news/policy/138664.html>

白井純夫『平成30年度版図解 法人税』大蔵財務協会、2018年。

総務省「沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長」『平成31年度税制改正（租税特別措置）要望事項』

総務省「沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長」『平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項』

松末明『日本のスポーツジャーナリズム史に関する研究—17世紀から21世紀メディア化時代まで—』博士(新聞学)学位論文、2019年、上智大学。

¹¹総務省「放送コンテンツの海外展開による観光振興（北海道モデル）」http://www.soumu.go.jp/main_content/000897746.pdf、2019年1月7日閲覧。